

岩手県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

岩手県収用委員会

会長 須山 通治

岩手県収用委員会規則第1号

岩手県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

岩手県収用委員会運営規則（昭和56年岩手県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会長の専決事項) 第15条 会長は、次に掲げる事項について専決することができる。 (1)～(3) [略] (4) 行政文書の開示の決定に関する事。 (5)・(6) [略]	(会長の専決事項) 第15条 会長は、次に掲げる事項について専決することができる。 (1)～(3) [略] (4) 行政文書の開示の決定及び <u>歴史公文書の利用の決定</u> に関する事。 (5)・(6) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。